

平成28年6月28日発行

**ほりいわお通信６**

岩倉市議会議員　堀　巌

　**■市役所駐車場の有料化問題**

**3月議会からの継続審査になっていた案件です。委員会での否決が土壇場で・・・・！？**

5月20日の総務委員会で否決

総務・産業建設常任委員会（総務委員会）において、４：２で当局案（ゲートを設置し、役所に用事がない人から料金を徴収する）を否決しました。

★私の意見は、次のとおりです。

１　この改正によって、本来、市役所に用事のある方が利用するための駐車場の基本的な考え方が180度変わってしまう。無断駐車という行為に対し、これまで無断駐車を許可しないという姿勢が、料金を取る、即ち、許可するという姿勢に変わってしまう。そうなれば、無断＝不法ではなく、合法の駐車となります。金を払えば停められるという性質の駐車場になる。

２　上記の件や、30分以内の駐車については無料とすることで、市役所に用事がない人の駐車がかえって多くなる。引いては、市役所に用事のある方の本来の駐車の妨げになる。

３　無断駐車に対しては、最終的にはやはり罰則で過料を課すのが、正当な考え方である。その旨を書いた看板を設置し、併せて防犯カメラを設置することで、かなり抑止効果が高いと考える。

４　ゲート設置に400万円（５年リース2,000万円）を掛けるのであれば、その費用で十分人が雇用できる。無断駐車車両のチェックを含め、混雑時の車両の誘導など、定年を過ぎた方の雇用を促進するという点でも、機械ではなく、人に対して経費を掛けるべき。善良な市民の方に対しては、挨拶、声掛けをする。無断駐車に対しては毅然と対応する。これは、人にしかできないことである。岩倉市のようなコンパクトな街だからこそ、人と人とのコミュニケーションを大切にする施策を行うべきだと考える。

修正動議の提出の動き

執行機関側に同調する二つの会派は、条例案の一部を修正した案を最後に提出する作戦に出てきました。

総務委員会で3月から原案に賛成し、継続審査も行う必要はないと主張し続けたのは、創政会の関戸議員、公明党の相原議員でした。もちろん5月20日の総務委員会でも原案に賛成しています。

それが、土壇場になって、原案に反対し、修正案を提出するという、道義上、行ってはならない手法に出てきたのです。
★なぜ、原案ではなく、修正案なのか。

これは、議会の仕組みを知っていないとわからないことですので、説明します。

１　ゲート設置に反対している勢力は7人です。本会議で、委員会の決定をひっくり返そうとすると8人が必要です。

２　創政会5人。公明党2人で7人です。残るは、闊政クラブを離脱した宮川議員です。しかし、宮川議員は、総務委員会の委員長であり、中立性が重んじられますので、５月２０日で決定した４：２で否決された原案には賛成できません。

３　本会議に出された修正案は、通常、総務委員会に付託されずに、本会議一発で採決されることになっています。すると、宮川議員は、委員会に縛られることなく挙手できるという、そういう仕組みです。

★なぜ、土壇場の修正案の提出は、道義上行ってはならないのか。これも、分かりにくいので説明します。

１　議会は、本会議から専門の委員会へ付託する委員会中心主義を採っています。

２　当局の原案に修正を加える必要があるのであれば、委員会の中で十分な審議時間が確保されていますから、そこで修正案を出すべきなのです。

３　ましてや、継続審査となって3月から長期間審議を続けている案件については、なおさらです。委員会で議論していない修正案が提出され、本会議のみで採決することが妥当とするならば、委員会の設置など必要なくなってしまいます。

本会議前日

6月6日（月）の本会議の前に、修正案を提出すると通告してきたのは、金曜日のぎりぎりでした。しかし、不適切な修正案の提出をなんとか食い止めなければならないということで、3会派で綿密な打ち合わせをしました。結果、その修正案が3月議会の時に私が作成したもの（ゲート設置に賛成の方向で私の経験を活かして考えてみた修正案で、公になる前段階であったもの）を利用したものであることをもって、私の著作権を侵害するという観点で、懲罰動議という手法により提出を思いとどまらせることにしました。

　6月6日本会議

修正案が本会議で提出されました。しかし提出者は、予想していなかった関戸議員になっていました。彼は、総務委員会のメンバーだからです。

6月6日議会運営委員会

議会運営委員会は、議会の運営を決定する機関で、本会議の合間に何度も開かれます。提出された修正案をどうするかを協議しました。委員会中心主義を破壊する行為であり、取り下げるべきだという意見が出されました。私からは、提出するのであれば、上記の理由で懲罰動議を提出する覚悟があるということを告げましたが、強硬姿勢を変えませんでした。

一方、本来、修正案は委員会に付託しませんが、今回の場合は、継続審査で長い時間をかけて審議していることなどをもって、修正案を再度委員会で審議すべきであるという主張が通り、委員会への付託が決まりました。

懲罰動議の提出

本会議場において、あらかじめ用意していた、懲罰動議を私と木村議員、大野議員の3名の連署で提出し、その後の議会運営委員会で懲罰委員会の設置が決定されました。

懲罰委員会

　委員会の中では、著作権の有無については、専門家ではないため、審議の対象としないことを決め、ことの経過からして、道義的に、現在は反対している私に一言使わせてもらう旨を言うべきだったという結論で、議事録に修正案の元は私（ほりいわお）が作成したことを付記し、併せて陳謝という裁定となりました。

総務委員会及び本会議

総務委員会では、議会運営委員会で出された意見が繰り返されました。なぜ、今頃なのかということです。修正箇所は、文言の使い方や表現であり、有料化であることは原案と同じで、これまでの議論を繰り返しても仕方がないことなどです。再度、４：２で修正案は否決されました。

本会議における採決

　修正案を委員会に付託したことから、委員長である宮川議員は、修正案に賛成できず、６：８で修正案は否決され、結局、修正案を提出したがために、当局提案の原案は、全員否決という、前代未聞の結果となりました。

全員協議会

　懲罰委員会の中で、私の作成した修正案に対し、「見たことがない」、「私が作った」という関戸議員に対し、侮辱的な発言をしてしまったことについて、陳謝しました。また、この間、何ら手続的な誤りはなかったし、もとは修正案の提出自体が不適切な手段であったとことに端を発しているわけですが、懲罰動議という対抗手段で、新聞報道で関戸議員が傷ついたことには、心苦しいと述べました。

ブログ→iwaohori.netもご覧ください！